

令和5年度第7回南相馬市小高区地域協議会 会議録

1 日 時：令和5年10月19日（木）
午後2時00分～午後4時50分
2 場 所：浮舟文化会館 研修室

【出席委員名 12名】

会長	林 勝典	委員	小牛田 一男
副会長	阿部 貞康	委員	飯塚 宏
委員	末永 義人	委員	末 芳治
委員	半谷 善弘	委員	杉 重典
委員	本田 博信	委員	半谷 恵美子
委員	堀内 洋伯	委員	志賀 由紀夫

【欠席委員 2名】

委員	小林 友子	委員	渡邊 静子
委員	西山 喜代子		

●南相馬市職員

小高区役所長	佐々木 忠
小高区地域振興課長	佐藤 克巳
小高区地域振興課おだかぐらし担当	志賀 和浩
小高区市民総合サービス課長	高野 真至
小高区地域振興課自治振興担当係長	安部 良一
小高区地域振興課副主査	大場 優

復興企画部復興企画部理事

兼イノベ政策課長	宝玉 光之
イノベ推進課イノベ推進係連携担当係長	吉田 正憲
環境政策課長	松本 圭史
環境政策課環境保全係長	安部 幹洋
環境政策課脱炭素社会推進係長	橋本 浩延
建設部参事兼都市計画課長	廣田 敬二
都市計画課都市計画係長	伊賀 貴幸
都市計画課都市計画係副主査	樋口 佳大

1. 開会

○事務局

只今より令和5年度第7回小高区地域協議会を開催いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は、小林 友子委員、西山 喜代子委員、渡邊 静子委員です。地域協議会委員15名中、12名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。初めに、林会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 林会長よりあいさつ

3. 議事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。林会長、よろしくお願ひいたします。

(1) 署名人の指名

○林会長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

まず、会議録署名人の選任についてですが、会議録署名人については、議長選任でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、今回の会議録署名人は、志賀 由紀夫委員、阿部 貞康委員の2名にお願いします。

(2) 諒問事項

小高老人福祉センターの機能廃止について

○林会長

それでは、まず(2)の諒問事項「小高老人福祉センターの機能廃止について」を議題といたします。担当課の説明に入る前に、市からの諒問書の提出があります。ということでの諒問が出ておりますので、得たいと思います。どうぞよろしくお願いします。

小高区役所長より諒問書提出

○林会長

それでは、担当課より説明をお願いします。

小高区市民総合サービス課 資料1により説明

○林会長

それでは、ただいまの説明について、意見・ご質問があればお願いします。

○林会長

ゆらっとへのバスの送迎が月2回では足りないのでないか。

○小高区市民総合サービス課長

実は、実際の利用がない状況となっております。利用があれば、我々も検討し、本数が少ないという判断もできるのですが、現状、体制は整えているが使う人がいない状況です。

○林会長

需要がないとなれば、無駄なものは要らないと思うが、ゆらっとの利用者を増やすためにも、もうちょっと送迎を取り入れていかなければならぬのではないか。

いまはゆらっととしては目一杯の稼働率でやっているのか、その辺伺いたい。ゆらっとは（職員数が）満杯じゃない状態で運営しているのか。指定管理者が送迎するために施設を離れるっていうことはどうなのかが心配だ。

○市民総合サービス課長

指定管理者に関しては、小高老人福祉センターもゆらっとも株式会社東武なので、そういう意味で協議はスムーズにいっているというところでございます。

○林会長

使いたいと思った瞬間に連絡先が明確になっていて、そこに連絡をすれば、必ず来てもらえるっていうような体制にするということであれば、それでよしとすればいい。

○小牛田委員

バスの運行は週一くらいでやってほしい。広報とかに、バスの運行日をきちんと周知したうえでも、利用者が少ないとのことであればやむを

得ないかなと思う。利用者を増やすためには週一くらいは最低限バスの送迎は必要。また、それを事前に周知しておかないと、今日の今日でいつ運行するかなんて、皆さんわからないと思うので。やっぱり翌月の送迎予定を広報とかに入れてほしい。

○林会長

広報に入れたとしても見てないこともあるが。回覧とか個人配布とかを少なくするためにも広報そのものに掲載するっていうのが一番いいのですが、そういうことで徹底すれば良しとする。

○阿部委員

指定管理者の送迎は小高区だけですか。原町区、鹿島区もやっているのですか。

○職員

小高区だけです。

○阿部委員

そもそも小高の人は、ゆらっとへの送迎があることは知っていますか。

○小高区市民総合サービス課長

実際に使っている7人の方は知っています。バスの運行日の情報については、施設内に掲示はしています。

○阿部委員

施設内の掲示はそこに行かないと分からぬでしょう。例えば機能廃止するのであれば、「代替措置として原町区のゆらっとへ送迎します」というのを、バスの運行日程も含めて、周知しなければならない。

○林会長

「希望する人は原町区のゆらっとを使えますよ。これについては月に何回は送迎バスを運行しますよ」ということは住民の中に周知していれば問題はない。そういう風にやってもらえるってことを意見として付けて了とするとか。

○阿部委員

それらをやったうえで、結果として利用者が少ないのであれば、それはそれでしうるがない。

施設は継続するのですか。機能廃止ではなく取り壊しという検討はしなかったのですか。借地料かけて土地借りているわけですから、民間団体が施設を借りるとしても、借地料も付いてくるでしょう。

○小高区市民総合サービス課長

壊す検討もしております。手元に資料がありませんが、取り壊しには一億を超える金額がかかります。合わせて、いま現在、市内には小高区内の小学校を含め、未活用の施設が点在しています。管轄する部署が変わりますが、公有財産管理課が学校やその他の施設を含めて、活用してもらえる新たな仕組みを検討しております。今の市のルールではなかなか手を挙げられない、挙げづらい、そういう状況を市としても把握、感じているところです。未活用の小学校などと一緒に、小高老人福祉センターも民間活用しやすいようなルールを作っているところ、ということでご理解いただければと思います。

○林会長

いま市内の老人として一番足りないのはリハビリ施設。整形外科でもリハビリをやってくれるところもあるが、混んでいて予約が取れない状況。ただ、リハビリ施設をやろうとするとスタッフの確保が必要になってくる。そこが難しい。しかし、やっぱり市としてそういうところの努力もしてもらって、市立病院でもどこでもいいですが、リハビリ施設も充実させてほしい。あと、小高病院の跡地と建物も活用できる。ただ、前から言っているようにスタッフの確保が難しいということで、なかなかうんとは言われないけれど。

○飯塚委員

月2回バスの送迎は、一度に最大何人まで活用できるのか。時間は何時ですか。

○小高区市民総合サービス課長

人数についてははっきりお答えできませんが、乗用タイプのバンを使って送迎をしています。時間については決まっておりますが、手元に資料がなくお答えできません。

○林会長

10時から3時頃だったと思う。

○飯塚委員

1回くらい「お風呂に行って入ってのんびりしよう」という企画もできないことはないのではないか。

○小高区市民総合サービス課長

そういうニーズがあれば相談していただいて、指定管理者が対応できるどうか確認したいと思います。

○林会長

いま(施設の職員数は)満杯で動いてるのか、余裕があつて動いてるのか。ある程度の人数がいっぱいの状況でやっているなら、今話があったような企画は対応できないのではないか。

○志賀委員

利用者数の減少はやむを得ないとは思います。

私は小高老人福祉センターのお風呂を利用したことはなくて、どんなお風呂なのか見に行ってみたら、多分4人くらい入ったらもう満杯かなっていう大きさのお風呂なんですね。

例えば、壊すのに1億円かかるのであればジャグジーでも入れて、発展形で人を集めの仕組みを作るというのは、一つは賭けにはなりますけど、やり様はあるんだろうなと思いました。人口も少なくなっているので、これも廃止、これも廃止、これも廃止という形になれば何もなくなってしまう。そういう意味で小高老人福祉センターっていう名称にこだわると廃止ですけど、発展形で「こんな風にしたら利活用できるよね。人呼び込めるよね」という発想があってもいいかなとは思います。今後同じようなケースがあれば、名称にこだわらずにもっと創造的に建設的にできるものがないかっていう発想に基づいて対応していただければありがたいなと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

○半谷（善）委員

いま志賀委員から話が出たように、普通我々民間の目線から考えると、施設がこのように衰退していった場合に廃止論も出ますけれども、施設を存続するためにどうするか、という発想に立つののが普通なんです。

平成21年度というともう10年以前ですが、いまと何が違うかというと、元気な高齢者が増えてきて、パークゴルフとかそういった野外活動される高齢者の方が多くなっています。先ほどあったように、単なる多目的使用の部屋とお風呂だけではなく、施設をもっと充実させて、いろんな方面で活用できるような、例えば室外のちょっとした軽運動とか、何か別

な多目的で使えるような発想に立つのもいいのかなと。幸いかどうかわからりませんが、ちょうど小高老人福祉センターの周りも、今回の震災関係でほとんど土地が空いている状況なんですよね。それに対して、体を鍛える施設と言いますか、リハビリができるような、スポーツジム的な施設を導入して、良い汗をかいて、お風呂に入ってシャワーを浴びでさっぱりして帰ろうっていうような形の考えもあるのかなと。やはり小高老人福祉センターって名前がついていると、どうしても老人以外の人は使いづらい。高齢者に限らず、小高区民がもっと自由に使えるような多目的な施設に転用するような方法もあればいいのかなと思いました。ただ、予算措置、運営費、指定管理の問題を見ると、厳しい予算の中でそういったことも大変なのかなと思います。もしそうであればぜひ小高の現状を負の財産とするのではなく、原町区の周りの施設をもっと充実させますよ、南相馬市の市民の皆さんのが率先して使えるような施設にしますよ、というような発想の下に、ただ単に廃止しました、ではなくて、もっと前向きになる形での提言ができればいい、というお願ひです。

○林会長

今ご意見お願い等ございましたけれども、原案のとおり何も付帯することがなくてそのままで妥当とするのか、さらに有効な活用をすることを条件に、小高老人福祉センターという名称を廃止しての利活用をやっていたらことを附帯意見としてつけて答申するのか、皆さんの意見を求めたいと思います。

○堀内委員

利活用を考えるのであれば施設名を新たに変えて、誰でも自由に使えるような名称にして存続して行くべきだと思います。

いま、小高老人福祉センターのお風呂って入れるんですよね。小高区の住民に対しても、やっているのかいないのか周知されていなくて、そういうのも含めて小高区民の福祉センターとしての利活用を考えていくべきだと思います。

○志賀委員

今の話の続きでいうと、前の勤労会館の2階にウォーキングマシンがあって利用していたのですが、夏場だと汗をかいてもシャワー等もなくて不便だった。あの施設にお風呂があるのであれば、ジムの機器をあそこに持ってきて、シャワーも付けて汗流した後、気分良く帰れるようにしてほしい。

○林会長

いま志賀委員からあったような運動機能をちょっと鍛えるような機械は、交流センターにはあるんでしたっけ。

○志賀委員

交流センターはシャワーしかない。

○林会長

こうなってくると交流センターを作るときにお風呂作りましょう、と言っていた話がなくなったこと自体が問題になってくる。

○阿部委員

附帯意見として「住民のために、利活用を真剣に考えること」を入れましょう。あと、ゆらっとを知らない人のために、周知をすることについても。

○林会長

阿部委員から話がありましたように、入浴に関してはゆらっとなどを活用することを全住民に徹底した周知ができるような手法をとってほしいというのが 1 点。あとは耐用年数が 7 年も残っている施設なので、1 億円をかけて壊す必要はない。いずれは壊さなくてはならないが、それまでは有効な活用方法を再度検討していただく、ということ附帯して、答申ということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林会長

それでは、文言について、会長・副会長で協議したいと思いますので、15 分程休憩といたします。

休憩

○林会長

お待たせいたしました。皆さまの意見を踏まえて、次のように文言を整理いたしました。

「小高老人福祉センターの機能廃止については妥当と判断します。代替施設としてのゆらっとの利用について周知し、利用者の利便性の向上に努め

ること。加えて機能廃止後の施設の活用についてはさらに検討を求めるこ
とを意見として付します。」

このような文言で答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林会長

それでは、このように答申いたします。

小高区役所長へ答申書提出

○小高区役所長

今回の諮問にあたりましては、慎重な審議・ご意見いただきまして大変
ありがとうございました。小高老人福祉センターの機能廃止につきまして
は、先ほど説明申し上げた通りでございますけれども、今回答申というこ
とで意見をいただきました。市としては真摯に受け止めながらより利用者
の利便性向上に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。ありが
とうございました。

(3) 報告事項

報告事項①

みらい農業学校の開校について

○林会長

それでは、次に(3)の報告事項に入りたいと思います。

報告事項①「みらい農業学校の開校について」担当課より、説明をお願
いします。

イノベ政策課 資料2により説明

○林会長

それでは、ただいまの説明について、質問があればお願いします。

○志賀委員

このみらい農業学校は独立就農を想定しているのではなくて、雇用就農
だけを目的としているのですよね。独立就農をしたいという人は入らない
ということでしょうか。

地域の農業法人への就職についてはあたりをつけていると思いますが、いくつくらいの農業法人を見込んでいるのでしょうか。

また、南相馬市内の農業法人だけなのか。

名称は「南相馬市みらい農業学校」のそのままなのか。

学校に通っている間は、住居の斡旋をするという話だったが、卒業した後、雇用就農で農業法人に就職した場合は自分で住居を確保しなければならないのか。

○イノベ推進係連携担当係長

雇用就農を希望する人だけが入学するのか、ということでございますが、卒業の後は、主に農業法人での就農を考えていますが、水とか太陽とか肥料とか、農業の基本的な原理・原則を学びますので、雇用就農だけではなく、独立就農にも適応できる学びとなっています。ただ、1年で独立就農は難しい状況でございます。ですので、あくまでも1年で学んで雇用就農というのが出口のメインと考えています。

続きまして、就職先となる地域の農業法人にあたりはついているのかという点でございます。地域全体で64の農業法人がございます。ただ、小高区の鳩原幼稚園を改修して学校を創る理由が何かといいますと、まず小高区に農業者を定着させていきたいという考えがあります。小高区の農業法人を中心としながら出口を検討しているところであります。

就職先は南相馬市内の農業法人だけなのか、というご質問についてですが、基本的には南相馬市に就農してほしいと考えておりますが、個人の事情もあるかと思いますので、なるべく南相馬市で就農していただけるようにリードしていきたいと考えております。

名称については、みらい農業学校のままでいきたいと考えております。

次に住宅についてです。入学後1年間は地域対応活用住宅の活用を検討しています。現状、小高区の住宅状況が厳しいと聞いています。それを踏まえ、卒業後の住まいをどうするかについては検討が必要になりますが、農政課で就農後の家賃補助等もあるので、そちらも活用しながら、住宅を見つけるお手伝いしていければ、と考えております。

○末委員

学校の特徴しか書いていないが、受講生が15名予定とあって、高校卒業以上の年齢で、上限はあるのか。農業法人に勤めるというのが前提なのだから、上限が必要なのではないか。また、授業料とか細部がわかるのなら教えてほしい。

○イノベ推進係連携担当係長

資料2としてパンフレットをつけさせていただいております。2面の中段に募集要項がございます。こちらの最後のところに、授業料の記載があります。入学に必要な費用は、基本授業料30万円、その他経費5万円の総額35万円程度を想定しております。同じような学びができるところだと、大体70万円から90万円程度の学費となっております。なるべく安く学費を抑えて、南相馬市に来ていただきたいと考えております。

年齢につきましては、入学要件が高等学校卒業程度の学力を有することとあります。基本的には卒業後雇用就農というのであるので、ある程度の年齢で受講生を募集していきたいと思っておりますが、50代くらいの方の入学希望も結構あるので、その辺をどうするかについては、今後検討していきたいと思います。

○半谷（善）委員

名称についてですが、「みらい農業学校」という形になると、学生というイメージに囚われがちですけれども、研修所であって学校法上の学校ではないですよね。卒業証書が出るわけではないですし、修了証書を出すのかわかりませんけど。

35万円のお金を頂いて1年間学んでいただき、市が60何団体の農業法人への就職支援もしますよ、という形で就農生を集めさせていただく。私も農業に携わる仕事柄非常にありがたいと思っていますが、募集するにあたってちょっと弱いなという思いがあります。ここで学んで、そこでスキルが上がって皆さんの将来に大いに役立ちますよ、というにはアピールポイントがちょっと弱い。

下の方を見ると施設野菜と露地野菜と記載されているので、主に園芸関係なのかと思います。私も園芸をやっていますが、小高区でやっているのは主に水稻関係です。水稻関係のほうは学ばないのでしょうか。

この学校は農業法人で働く人がメインで、独立して農業を始める人がメインではないというものの、これだけ耕作地がありますし、それらを活用していただくためには、当然労働者として育成していくのも大事ですが、自ら農業という部門を切り開いていくような意欲ある人を育てていっていただきたいという思いだったのですから、「雇用就農に必要な学び」というのに囚われてしまったのかな、もっと応用力がないのかな、と感じました。

それから、講師、先生方は書いていないようだが、どのような人が指導をしてくれるのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

○イノベ推進係連携担当係長

ご指摘のとおりで、あくまでも民間の農業スクールを運営していくようになります。卒業時には修了証書等は授与していく予定です。

アピールポイントは、お話があった独立就農という一つの軸があるので、それらも含めながら検討しています。今、各種展示会等で学生等から聞き取りをしながら、どういう学びがいいか選定していますが、展示会を廻っている中では感触はいい状態です。おおむね15名定員のうち1名の入学は確定しており、2名ほど入学希望者もいます。今後、福島の農業フェアなどでも展開していくので、希望者は増えると予想しております。

水稻関係の学びについてですが、学校では、基本的に農業の原理・原則を学びますが、水稻だと春播いて秋収穫と学びが少ないという点があります。それについては地域の農業法人の圃場とかで学ばせていただく形を考えています。

独立就農を目指す方の育成というお話がありましたが、市としましては、いきなり独立就農に進ませるのをお勧めしておりません。いきなり素人の状態で独立した場合、リスクが大きすぎると考えています。ですので、雇用就農でスキルアップしていただいてその後独立。耕作放棄地はあるので、独立就農という方向性もあると思います。

講師については、市で学校を開設し、委託事業として全国で学校を運営している事業者に運営していただくことを想定しています。全国の有名な講師等にもオンラインとか現地に来ていただくことも考えています。一方、地域の農業をよく理解していただかなくてはいけないと思いますので、地元や県の農業関係のOBの方に講師に就いていただけるよう内諾を頂いています。

○イノベ政策課長

加えてですが、地域の農業法人の方、農業者の方にもぜひ講師をお願いしまして学びの中に取り入れていくということも考えております。

○半谷（善）委員

福島大学に農学部が開設されて、各市町村との連携協定を結んで農業の教育支援をしていくという話があったと思うが、福島大学と連携しての出前講座とか最新の技術を学べる体制もあるのでしょうか。

○イノベ推進係連携担当係長

福島大学農学部だけでなく、いろいろな取り組みの講義とか先進技術を学ぶための連携を行うということはあると思います。農業のつながりの部

分から、うまく講師として入っていただくよう検討をしていきたいと思います。

○志賀委員

今日私も玉ねぎを植えてきたが収穫は4月か5月になると思います。収穫してからお金が入るので、それまでの費用とか販売ルートとか、そういったことは学校で教えてくれるのか疑問だが、JAさんとかとの連携はあるのでしょうか。

○イノベ推進係連携担当係長

学校は1年間しかないので、いろんな種類を植えてバリエーションを学んでいただく予定です。

販売ルートについては、実際マルシェなどで販売してみるとか、いろいろな学びがあります。1年間で就農するのに必要な学びの部分と、卒業してから必要な学びがあると思います。6次化などは卒業してから学ぶほうが効率的だと思うので、地域の農業者のレベルアップも合わせて実施できる講座を設定し考えていきたいと思います。

○杉委員

最大15名程度ということで進めているが、残り5か月間の中で仮に15名の方が外部から来た場合住居の確保はどうなのか。

○イノベ推進係連携担当係長

住居の確保については、先ほどお話をさせていただきましたとおり、地域対応活用住宅がありますので、建築住宅課と相談し、農業学校の生徒最大15人分の枠については確保しております。卒業後の住居の話もありますが、学校に通っている1年間の住宅確保はしております。

○林会長

雇用就農をメインとした学びという内容で進めていること自体に疑問を感じている。1年間という短い期間学んだことで、営農法人に入ったあとスキルアップできるのかという疑問がある。何故かというと、営農法人に入ると与えられた仕事しかできませんよね。その中で技能を覚えるなんて言うことが本当にできるのか。

それから、営農法人というのは未来永劫農業ができるわけではないと思っている。いずれ原価がものすごく上がってくるし、やっていけるのかという疑問も一つ。そうなると、せっかく勉強して就農したのに、賃金も安かつたら長続きしないのでは、というのが心配です。

あとは、就農すれば圃場などが小さくても生活できる農業のやり方はあるはず。現実的にそれをやっている方がたくさんいる。そういう技術を学んで、地元の空き地を活用していけば定着するのではないかと。せっかく学校に入って学んでも定着しなかったら意味がないと思う。南相馬市に農業学校を開校するポテンシャルというのは、人を集めてくるというのがありますよね。それが本当に目的に沿った形になるのかなというのが心配です。そういうことを想定しながら事業を進めてもらえればと思うが、小さな農家がいっぱいできないと生活環境の改善にはならないし、いっぱいいれば自給率も上がってくる。

米などは生産は間に合っているが、使用する肥料などの原材料はほとんど輸入。そういう細かいことを教えるかは別にして、そういうことをやっているのは小さい農家。直売所などに出して生計を立てている。そういうことを含めた学びの場所であってほしい。

○イノベ推進係連携担当係長

貴重なアドバイス、ありがとうございました。

少し話は変わりますが、皆さんにお願いがあります。先ほどお話したように、農業学校に入る方の住宅の問題があります。受講生を募集しているなかで、2名ほど地域にホームステイを希望している方がいらっしゃいます。まさに会長がおっしゃっていたような地域に溶け込む方法かなと思っております。

ホームステイされたい方は、ひとりは35歳の方で、せっかく移住するので地域に溶け込んでいきたいというお話をしました。もうひとりは50歳でちょっと年齢が高いが、地域対応活用住宅ではペット不可のため、犬猫が飼えるところを希望しております。車の運転はできるので、買い物支援等しながらホームステイできればと相談がありました。皆さんのところで紹介できそうなお宅があれば、イノベ政策課の吉田もしくは地域振興課事務局に連絡いただけだと嬉しいです。

○林会長

高齢者世帯で受け入れてもいいよというところがあれば入ってもらって、その中で高齢者の方から農業のあり方を学ぶというのもありかと。そういうことによって地域に溶け込んでもらえるのが一番。知っている方がいればアドバイスをお願いいたします。

報告事項②

第3次南相馬市環境基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続きの実施について

○林会長

次に「第3次南相馬市環境基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続きの実施について」担当課より説明をお願いします。

環境政策課 資料3により説明

○林会長

それでは、ただいまの説明について皆様からご質問がお願いします。

○志賀委員

太陽光は法令等でいろいろ規制していると思うが、今現在どのような状況で、どのような手を打っているのか。どうしてそう思ったかというと、小高駅の東側、なぜこんなにいい土地にいっぱい太陽光パネルが立っているのかという思いがあるものですから。

阿武隈山地のところ風力発電で縦走させる計画があるというのを新聞で見た。そういうのもここに入るのかなと思ってお伺いしました。

○脱炭素社会推進係長

まず太陽光関係です。条例については令和3年4月1日施行されました。市内で10kwの事業量の太陽光パネルを野立て土の上にそのまま作る場合は、市の同意を得てから作ってくださいということになっています。

申請件数としては令和3年4月1日から令和5年2月末までの時点で280件。そのうち同意したのが274件。場所としては251件が小高区、鹿島区が5件、原町区が18件という内訳です。

風力発電所については、阿武隈山地に風力発電所を積極的に誘致したいという国や県の考えがあります。設置に関しては環境アセスメントが出てくるため、設置予定地域周辺の住民の方の意見を聞いたうえで県が判断、設置するかたちとなります。

○志賀委員

話はあるということですか。場所は公表できないのですか。

○脱炭素社会推進係長

話は出ており、場所についても公表されています。南相馬市ですと、建設が始まったのが八木沢峠で、飯舘村と原町区の境の山間部が環境アセスメントも終わり、建設が始まっています。

○環境政策課長

太陽光パネルの件で補足をさせていただきます。資料3-2の29ページに観光のゼロカーボンの推進という項目があります。そちらに具体的な取組として、景観に配慮した脱炭素モデル化の推進とあります。今ほど説明があったように条例に基づいて、無秩序に太陽光パネルを並べるのではなく、計画的に景観に配慮した、また地域の方に了承を頂いて設置するということをこちらの計画でも謳っています。

○阿部委員

この計画も次の計画もそうだが、令和5年から8年間となっています。実際にパブコメのスケジュールを見たところ、計画公表が令和6年1月中旬となっており、そうすると令和5年度の分は1年過ぎてしまっている。市の総合計画は先にできていたわけで、昨年9月にアンケートも実施しているようなので、もう少し早くできなかつたのかと思うがいかがでしょうか。

○環境政策課長

環境基本計画及びゼロカーボン推進計画の策定は昨年度に発表させていただいたところです。しかし昨今の環境状況の変化等を勘案して内容を精査したところ、時間がかかってしまいました。終わりを1年間伸ばすことも考えましたが、市の総合計画と合わせた期間を設定したところです。

○阿部委員

そうであれば、令和6年度から一新して、第三次総合計画の1年ずれでいったほうがよいのではないでしょうか。また8年後同じ事態になる。

○環境政策課長

今後、今回のスケジュールを反省しながら、8年度、また4年後に中間の見直しを行う予定ですので。今回のスケジュール感を反省しながら組んでいきたいと考えております。

○阿部委員

事情は充分わかっていながらきくが、だとすれば令和5年度の環境政策課の予算はこの計画に基づくものではなく、何に基づいて作ったものなのか。

○環境政策課長

今回の環境基本計画については第三次ということで作成しています。その前には当然第二次というのがあります。第二次計画においては、計画期間

を令和6年度までとしております。残りが1年間ありますが、昨年4月にゼロカーボンシティ宣言を市で行ったこともあり、1年前倒しで第3次計画を作ったという経過があります。ですので、令和5年度については第2次計画に基づいた予算づくりになっております。

○阿部委員

前の計画の残りがあったのですか。それを最初に説明したうえで、第3次計画を改めて作りますと言わないと。

○飯塚委員

計画を立てた後、社会情勢も変わってくるので、難しい内容だと思いました。みんなが考え行動するというまちということで、前に放射能のことでも言ったが、放射能を学習し行動する子どもづくりということで放射能手帳を作って、南相馬市の中高生は放射能についてすごく知識があるということを証明するようなものを作ってくださいと提案したができなかった。学校では今でも放射能について勉強している。南相馬市から出た子どもは放射能について詳しいです。

今回の環境教育に基づき行動するまちを作るために、私はSDGsカードやSDGs手帳を作り、実際に行動したことに対してシールをあげるとか、植樹祭に来たら植樹祭シール、環境についての学習をしたらシール、という仕組みを作り、行動する子どもを作っていくのです。下手な大人より、子どもを育てるほうがいいですよ。せっかく計画しても行動として伴わないと。そういう取り組みも面白いかなと思います。

○末委員

要望なのですが、クリーンデーを年2回やっていますよね。実施時期についてだが、5月とか10月とか草が繁茂していて、ゴミが探しづらい状態でやっても、ただ住民が朝散歩するだけの状態になっている。草の枯れている時期、草の生い茂っていない時期に今後やる方向にしてほしい。草がある道路歩いたって、空き缶もレジ袋もペットボトルも何も見つからない。草が枯れている時期ならある程度隙間が見える。1回は草が多い時期にやるしかないと思うが、もう1回は草の枯れている、多少寒くてもいいから新芽が出ないうちに実施してほしい。やればいいっていうんじゃなく、不法投棄物が見える時期に実施してほしい。生活環境課に伝えてください。

○環境政策課長

クリーンデーの実施時期については生活環境課に伝えたいと思います。

○林会長

先ほど太陽光の話が出ました。太陽光は個人設置からスタートするともう20年過ぎています。そろそろ取り換えの時期になるが、いまだに最終的な処分方法は決まっていない。これから環境政策について取り組むのであれば明確にしていかないと困る。高良さんで再生するという話も聞いたが、再生と言っても売買先もなにも決まっていないはず。そういうことではこれから先、再生エネルギーとして自家太陽光発電の推進と言っているものの、推進の前に廃棄をどうするのかという話になるのでは。処分の方法について明確に打ち出してほしい。そうしないと原発の二の舞になる。

先ほど、太陽光パネル設置の許可が270件くらいと出ていたが、個人宅に上げている数は微々たるもので、ほとんどが農地に設置されているもの。これはおかしな話で、一級農地でもなんでも許可になっている。3年前に条例を作ってもらったが、これについては小高駅の東側のことがあり、大騒ぎになったことから、条例を作ってもらった経過がある。私も区長をやっているので、業者が許可をもらいに来るわけだが、今のメーカーがどんなことを言っていると思いますか。「別に反対されたって、市から許可を貰っていますから作りますよ。」と言っている。区長の許可をもらえという条例になっているが、もらわなくともいくらでも作れる。そういうことなので、こういう条例を作ったから大丈夫という考えではだめ。こういうことを含めて、どういうことをやったら効果が出るかを今から計画すると思うが、計画ができたら明確に指示していただかないと住民はわからない。施策ごとに丁寧な説明が必要。今回はこういうことをやってパブリックコメントにかけるが、これを見る人がどれくらいいるのか、考えたことがありますか。

○環境政策課長

全市民を対象にはしております。

○林会長

全市民を対象にしているのはわかるが、これをパブリックコメントにかけるというのは広報に掲載されるのですよね。

○環境政策課長

11月1日号の広報に掲載されます。

○林会長

それを何人が読むのか。

○環境政策課長

南相馬市のホームページにも載せます。

○林会長

ホームページは見られる人は限定されている。そうじゃなくて、どうしたら周知をもっとうまくできるか、ということをちゃんと考えてやってください。漢字読めない人がいるかもしれない。日本人とは限らない、外国人は読めないかもしれない。そういうことも配慮しなければ。

報告事項③

南相馬市ゼロカーボン推進計画(素案)に係るパブリックコメントに手続きの実施について

環境政策課より 資料4により説明

○林会長

それでは、ただいまの説明について、質問があればお願ひします。

○志賀委員

重点施策について、10以外は「出さないようにしよう」、10のところは逆に「寄与する」、ということだと思います。

資料4-2の44ページの写真に「植樹活動による新たな林地の形成」とありますけど、これはたぶん防波堤の森林の植樹の写真かなと思って見ていました。適切な森林の管理とありますけど、懸の森についても、今はまだ登れるようになっていない。そういう状況の中で森林を保全、植樹していくというのは、山の中に植樹するのか、海側に植樹するのか、どっちなのでしょうか。海を守るために山に木を植えろって、よくドラマなんかでいうじゃないですか。森林整備について、放射線量の関係等で、今現在どんな状況なのか、森林保全していくというが海なのか山のか伺いたい。

○環境政策課長

森林保全についてのご質問でございます。今ほど委員からあったように防災林への植樹がメインの活動になろうかと考えます。植樹祭については、海岸防災林に限らず、毎年場所を選定しながら行っている状況です。いまは海岸防災林に空いている場所が多いので、そちらへ植樹をしております。

○志賀委員

除染の関係で、山を削って山肌がむき出しになっている所があるので植林してもらえればと思うが、そういう土地は個人所有の土地も多いと思う

ので、どうだろうというのが質問です。景観が悪いし、そこだけでも植林できればいい。会津なんかは結構山の植樹をやっているので、参考にしてやってもらえば景観的にはいいと思います。心配なのは放射線量の管理はどうなっているのかということ。例えば、大富の奥のほうに山がパカっと削れて緑・緑・茶色といった景観になっている。

○林会長

山を削ってその土壤を放射線物質の保管場所の覆土に使ったとか、それから復興をするための客土用に持つて行ったとか、それで山を削っている。そういうところについて、業者に防災対策はやってくださいと言っているが、植樹までしろとはたぶん誰も言っていないと思う。法もきついので。それと土じやなくて岩肌が出てるから植樹と言ってもなかなかできない。

それと今の志賀委員の意見を言うと、いま阿武隈山地って全然除染していませんよね。震災後、全然山に入っていない。そんな状況でこういう計画を立てたときに、森林で吸収しようという計画自体おかしいのではないか。今の山の状況をどのように改善して、それを50年後なら50年後にはどのような状態まで持っていくのか、基本的な考え方方が明確になっていない。今の状態でいったら山は荒れ放題で朽ちてくるだけ。朽ちてきいたら二酸化炭素なんて吸収できない。そうなったら吸収率なんて上がってこないので、絵に描いた餅になってしまう。それを防ぐためにはどうするのか、と考えていくと、おのずと計画が出てくる。計画を実行するために機械を使ってどんどんやると、反対に二酸化炭素出すことになる。その辺まで考えているのかな、という心配はある。

○環境政策課長

森林の除染については、皆さんもご存じのとおり環境省でやるということになっております。私どもも、当然そこを解決しないと復興は成し得ないということを、県を通じて環境省に要望しております。除染がされれば山の中にも入れますし計画的な伐採等はできるのではないかと考えております。

○林会長

国の方針として山は除染しないってことになっている。市はそれを受け入れているよね。

○環境政策課長

市としては諦めてはおりません。県を通して毎年要望しております。

○林会長

いくら要望しても、小高のインターチェンジと同じようなもので、採択になってから7年経ってもいつできるかわからない、というような状況になる。

○環境政策課長

引き続き国には強く話しながら、西側の放射線量の低減がないと真の復旧復興はあり得ないと考えておりますので、環境省と協議する機会があれば求めていきたいと思います。

○末委員

太陽光発電と蓄電をやれば、補助金を支払うということをやっていると思う。2030年度は20%の目標となっているが家庭で太陽光を設置しているのは何%なのか。また、kWあたりどの程度の補助金で市はやっていられるのか。

○脱炭素社会推進係長

市内の家庭用太陽光パネルの設置割合は約11%となっております。補助の中身については、太陽光発電は1kWあたり3万円で、上限が15万円までです。蓄電池については1kWあたり2万5千円で、上限が25万円までとなっております。

4. その他

(1) 令和5年度小高区地域協議会委員からの意見書について

○林会長

それでは、4. その他に入りたいと思います。

「令和5年度小高区地域協議会からの意見書について」を議題といたします。事務局より説明お願いします。

事務局より 資料6により説明

○林会長

それでは、この意見書を読んで頂いて内容等ご意見があればよろしくお願いします。

○堀内委員

2つ目の「小高駅の利便性の向上について」の中の『東京方面の Suica が使用できないこと』ですけど、『東京方面からの』なんです。桃内駅が、JR水戸支社と仙台支社の境界になっていて、管理が違うという理由らしいのですが。例えば東京から来ても原ノ町駅で改札に引っかかる。原ノ町駅から乗っても、東京で降りた時やいわき駅で降りたときに、桃内駅を超えているので引っかかってしまう。

○小高区地域振興課長

こちらから東京方面に行くのと、東京方面からこちらへ來るので、両方不都合がある状況です。『東京方面からの』としてしまうと、來る方だけだと捉えられてしまう可能性もあるため、このような文言に整理しております。

○林会長

これでいいのではないか。桃内駅を境にJRの管轄で管理が違うから使えないということは、みんな承知の上。

○堀内委員

Suica を使えないことはないが、改札利用がスムーズになるということを加えてほしい。

○林会長

それと、3つ目の「若い世代が活躍できるまちづくり」だが、結局早く就職できる場所を作つてあげないと、せっかくの希望が水の泡になってしまふ、という話です。

その他、何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○林会長

ないようですので、こちらの内容で意見書を提出したいと思います。ありがとうございました。

(2) 小高区自治振興基金の運用について

○林会長

次に、「小高区自治振興基金の運用について」担当課より説明をお願いします。

小高区地域振興課より 資料7により説明

○林会長

河川敷テングス病の対策費がずっと増えてきているが、桜の本数が増えているのか。

○庶務担当係長

もともと4か年計画で行っておりまして、年度ごとで見積りをとって実施しております。

○林会長

それでは、来年で終わりか。

○庶務担当係長

来年度で終わる予定です。

(3) 次回会議開催について

○林会長

次に会議の開催について事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

(4) 小高区（旧避難指示区域）の用途地域の制限見直しについて（意見交換）

○林会長

次に「小高区（旧避難指示区域）の用途地域の制限見直しについて」を議題といたします。担当課より説明をお願いします。

都市計画課より 資料5により説明

○林会長

いま説明していただいたのは、新しい用途地域制度ということになり、今までの規制を若干緩める方向になるかと思います。皆さんのところに質問・意見を記載する用紙をお配りしておりますので、この用紙に質問・意見等記載の上、提出をお願いします。

例えば、駅前通りをどのような市街地にすればいいのかとか、住宅やお店だけではなく、小さな作業場風の工場までOKにするとか。ただし表には工場や作業場は出さない。そういういた街並みを作ることを条件として、良しとするのか、皆さんで考えていただいて意見を提出していただければと思います。

○堀内委員

道路の拡張とか電柱の撤去とか、そういう事も含めて回答を記載しているのですか。

○都市計画係長

質問・意見用紙に回答いただきたい項目として「（1）生活環境の充実や居住環境保全に配慮した用途地域の制限見直しとは？」と「（2）帰還及び起業しやすい環境を整備するための用途地域の制限見直しとは？」の2つを記載しております。その他にも、まちづくりに関していろいろなご意見があると思いましたので、「その他」の項目も作っております。ある程度大きな、市街地の課題等について書いていただいて大丈夫です。

○志賀委員

旧小高商業高校のところを、なんとか活用できるように準工業地域にしてはどうか、と思っていたのですが、良いか悪いか私も判断付かない。旧小高商業高校のところの今後については、用途地域の制限を決めるときに考えたのでしょうか。

○都市計画課係長

前回、旧小高商業高校脇の道路のところを準工業地域に指定するときに、地権者である県の教育庁と話をしました。前回は道路沿線30mということで、旧小高商業高校跡地の一部について変更させていただきたいという、計画を出させてもらいました。県としては、どんな使い方になるか決まっておらず、中身が何になるか整理できていない状況なので、時期が早いのでは、という話をいただきました。そういう訳で、前回は旧小高商業高校のところは除いて変更し、旧小高商業高校の跡地利用の方で動きがあったときに用途地域については検討するということで今回は整理をしました。

○志賀委員

承知しました。

○林会長

意見書は月末までに地域振興課へ出してください。

(4) その他

○林会長

その他、委員の皆様、事務局より何かございませんか。
なければ事務局にお返しいたします。

5. 閉会

○事務局

以上をもちまして、令和5年度第7回南相馬市小高区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和 5 年度第 7 回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長

林 勝典

会議録署名人

高野 貞康

会議録署名人

志賀 由紀夫

